

CPTPP 政府調達章の定める「基準額」及び「邦貨換算額」

令和8年4月1日

(適用期間：令和8年4月1日から令和10年3月31日)

対象となるサービス	SDR (万)	邦貨換算額 (万円)
＜中央政府の機関＞		
物品	10	2,000
建設サービス	450	90,000
第十五章(政府調達)の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	45	9,000
その他のサービス	10	2,000
＜地方政府の機関＞		
物品	20	4,000
建設サービス	1,500	302,000
第十五章(政府調達)の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	150	30,000
その他のサービス	20	4,000
＜その他の機関＞		
物品	13	2,600
A群に掲げる日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が調達する建設サービス	450	90,000

対象となるサービス	SDR (万)	邦貨換算額 (万円)
A群に掲げるその他の全ての機関が調達する建設サービス	1,500	302,000
B群に掲げる機関が調達する建設サービス	450	90,000
第十五章(政府調達)の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	45	9,000
その他のサービス	13	2,600

(注) 邦貨換算額は直近2年間(2024年と2025年(暦年))のIMF統計による円/SDR(特別引出権)レートの平均値を用い、2年毎に見直しています。